

県パワーアップ融資の概要

(1) 制度概要

| 項 目 | 内 容 |
|-------|--|
| 制度名称 | 県パワーアップ融資 |
| 対象要件 | <p>【旧県パワーの要件】</p> <p>①直近3か月の受注高あるいは売上高が前年同期比で5%以上減少 ②直近3か月の受注高あるいは売上高が前年同期比で減少し、かつ、直前の決算で損失計上 ③直近3か月の粗利益が前年同期比で5%以上減少</p> <p>【旧県セーフティの要件】</p> <p>④経安1～2号および5～8号の認定を受けた者 ⑤県が指定した倒産事業者に対し50万円以上の売掛債権を保有 ⑥経安5号の（円高関係）の認定を受けた者</p> |
| 限度額 | <p>【対象要件①～③（旧県パワー）の場合】</p> <p>設備 5,000万円 運転 3,000万円 併用 5,000万円</p> <p>【対象要件④～⑥（旧県セーフティ）の場合】</p> <p>運転 5,000万円</p> |
| 期 間 | <p>設備 10年以内（内、据置3年） 運転 7年以内（内、据置2年）</p> |
| 金 利 | <p>1.50%～1.80% ※対象要件⑥（旧県セーフティ（円高））の場合 1.40%～1.70%</p> |
| 保証料率 | <p>0.45%～1.90%（責任共有対象） ※経安等の責任共有対象外は、所定の料率</p> |
| 保証料補助 | 保証料が1割～5割（責任共有対象）および経安認定取得の場合は、県から1割の補助あり。 |
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧県パワー、旧県セーフティネット間での借換は可能 ・県小口についても同様に県パ分と県セーフ分は統合 |

(2) 保証取扱い日

平成26年4月1日保証申込受付分から。